

第 24 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：令和元年 8 月 1 日（木）

午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分

場所：政策会議室

1 出席者（本部長・本部長員 10 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部長員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・
環境局長・建設局長・北区長・南区長・副教育長（代理）

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

2 議 題

- （1）平成 30 年度債権回収実施計画の最終報告について
- （2）平成 30 年度債権整理推進部の取組の最終報告について
- （3）令和元年度債権回収実施計画の策定について
- （4）未収債権調査による対象債権の追加について
- （5）「さいたま市債権回収対策基本計画」の改定について（案）

3 資 料

（別添）第 24 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

<本部長挨拶>

本会議は平成 20 年 2 月から年 2 回開催しており、8 月の本部会議では、前年度の決算数値検証を行い、良かった点、悪かった点を踏まえ、本年度の各債権について、しっかりと債権管理を行っていただくということになっている。歳入の確保、市民負担の公平性の観点から、今後とも効率的、効果的な債権回収対策が全庁的に進められますよう、積極的な取り組みをお願いします。

<会議資料に関する説明>

① 議題 1 から 3 について、事務局から次のように説明した。

- ・平成 30 年度決算見込みについて、基本計画の対象 28 債権において、昨年度と比較した。現年・過年の合計で、収入未済額は約 11 億円の圧縮、収納率は 1.9 ポイント向上した。（資料 1～7 ページ）
- ・平成 30 年度の債権回収状況を平成 29 年度と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、債権ごとに分析した。（資料 8 ページ）
- ・各債権における平成 30 年度の債権回収実施状況の最終報告を、前期と後期に区分して示した。（資料 9～11 ページ）
- ・債権整理推進部の取組について、集中処理を行っている強制徴収公債権（市税、国民

健康保険税、保育施設等利用者負担額) 及び私債権 (入学準備金・奨学金貸付金) の引継や処分状況、収納率等を示した。(資料 12~13 ページ)

- ・徴収体制強化のための支援策として研修や助言・指導を行った。また、高額困難な事案について事案審査会を実施した。(資料 14~16 ページ)
- ・平成 31 年度の債権回収実施計画の策定状況について一覧に示した。債権回収に対する数値目標の他、積極的な臨戸訪問等により収納率の向上を図る取組を挙げている所管課があった。(資料 17~20 ページ)

<各局の現状について> 各局長から説明。

(保健福祉局)

- ・介護保険料は、財産調査、差押事前通知書の送付などにより収納率の向上、収入未済額の圧縮が図られている。今後も財産調査の件数を増加させ収納率の向上に努める。
- ・後期高齢者医療保険料は、保険者数の増加に伴い、調定額及び滞納額も増加しているが、収納率・収入未済額ともに前年度比で良好に進んでいる。後期高齢加入対象者に電話・臨戸訪問等で制度説明などを行った。他に財産調査や差押も実施した。また、ペイジー口座振替の促進なども行い、収納の向上に努めていく。
- ・墓地管理料及び納骨堂使用料は、墓参者の多い 9 月に向けて督促、催告を行う。また、「(仮称) さいたま市許可の取消及び利用権の消滅並びに墳墓等の事務手続きに関する要綱」を制定し、事務を実施していくとともに、臨戸訪問等により収納の向上に努めていく。
- ・生活保護費返還金は、調定額が年々増加傾向にあり、元々生活困窮者のため、生活保護費から返還している状況のため徴収が難しい。対策として、各区福祉課に設置の債権回収推進チームが臨戸訪問を実施した区においては、約 30%の徴収率の実績があるため、取組みを他区に紹介し収納率の向上に努めていく。
- ・心身障害者福祉手当返還金は、支給要件を欠く施設入所者の情報の把握、本人への制度周知により返還金の発生防止を考えていく。返還金発生の場合は、平成 31 年 2 月に制定した「障害者手当返還金回収事務マニュアル」に基づき収納の向上に努める。
- ・国民健康保険事業特別会計返納金は、社会保険加入者の国民健康保険の不当利得の増加が原因で、調定額が増加している。対策として保険間調整を、平成 28 年度約 220 万円から、平成 30 年度約 1700 万円と積極的に行った。今後も保険間調整の活用を図るとともに電話催告・文書催告を引続き実施していく。
- ・子育て支援医療費は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度による支払との二重払いにより発生する債権で、制度の周知徹底を図り、債権を未然防止に努めていく。万が一債権が生じた場合は、電話・臨戸訪問による催告に努める。

- ・ひとり親家庭等医療費は、期限後速やかな催告・電話折衝にて収納につながった。また、収納対策課による研修や回収方針の助言によって、臨戸訪問や折衝での対応能力を向上させる。
- ・養護老人ホーム入所・保護者負担金は、定期的な文書・電話催告等により収納に努めた。本人負担金は、成年後見人の選任を進めて返還金の確実な納付に努め、保護者負担金は、臨戸訪問等を行うことにより徴収向上に努める。
- ・心身障害者医療給付費返還金は、期限後速やかな催告・電話折衝にて収納につながった。また、収納対策課による研修や回収方針の助言によって、臨戸訪問や折衝での対応能力を向上させる。
- ・緊急生活資金貸付金及び岩槻市生活資金愛の泉貸付金は、旧大宮市、旧岩槻市の生活困窮者向けの貸付制度で、現在制度は終了している。納付できる者は、納付催告を引続き実施していく。また、債権管理条例に基づき、時効の援用など債権の整理に努める。
- ・心身障害者扶養共済収入は、期限後速やかに催告を行い収納率を高める。引続き催告をして収納率の向上に努める。
- ・入院医療費及び外来医療費は、病院会計時の呼びかけ、債権回収業者を利用した回収及び臨戸訪問を実施している。債権回収業者への「債権移管予告通知」を行うと債務者から反応があるので、引続き回収業者に業務委託を行いたい。

(事務局)

- ・市税及び国民健康保険税は、滞納者に対して督促催告また電話催告センターによる電話催告を行った。収納率、収入未済額に関して順調に推移しているので、引続き取り組んでいく。また、令和2年1月から市税事務所の発足予定のため、現在準備を進めている。

(子ども未来局)

- ・児童福祉保護者負担金は、児童相談所が入所措置を行った児童の保護者が負担するもの。家庭環境や児童と保護者との関係に問題がある場合に、滞納処分を行うことで、家庭環境が不安定になる、児童が家庭に戻れない等も考えられるので、請求・回収は難しい。今後の取組として、毎月督促状を発付し、電話等で納付催告を行うとともに、12月に全滞納者に対して催告書を送付する。また、担当ケースワーカーが面接時に催促するほか随時納付相談等の対応を図っていく。
- ・保育施設等利用者負担額は、口座振替を勧奨し、現年分を極力徴収することで滞納の発生の抑制に努める。滞納者は、保護者と十分な折衝を行った上で財産調査を行い、保育料を納付する能力を有すると判断すれば滞納処分を行う。なお、滞納処分

の実施は、収納対策課や債権回収課と連携しながら行う。

- ・児童手当等返還金及び児童扶養手当返還金は、所得の更生や二重払いを原因に過払いが発生して、手当の返還を求めるものが大半となる。一度支給された手当を返還することは、対象者に理解されず債権の回収が厳しい状態にある。引続き対象者に理解を求めて納付に繋げていきたい。
- ・放課後児童健全育成事業保護者負担金は、公設の放課後児童クラブ利用者が負担するもの。収納率は平成 29 年度とほぼ同様だが、平成 25 年度から 2 年間で負担金を増額したことに伴い収入未済額は増加傾向にある。放課後児童クラブの利用者は、単年度契約であることから過年度分の折衝が難しい面もある。引き続き、口座振替の推進と現年分納者への督促状・催告書の送付を行い、未納額が増額した場合は個別対応に努める。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金は、調定が少額のため、一人の滞納者からの納付が全体の収納率や収入未済額に与える影響が大きい。滞納発生後、早期に行う電話催告は債務者との相談に結びつきやすく効果的なため、引き続き債権回収に取り組んでいく。

(環境局)

- ・し尿処理手数料は、平成 29・30 年度の収納率比較で若干アップしている。対応としては、督促催告、電話、臨戸訪問を基本としている。滞納世帯は 345 世帯あり、生活困窮者が多いため、生活状況を確認しながら年間約 40 件臨戸訪問を実施している。実際支払う能力があるにも関わらず払わない滞納者も見受けられるので、臨戸訪問の際にはその辺を中心に強化をしていきたい。収入は年間約 3300 万円、対する支出は年間約 950 万円と人件費となり、差し引きプラスになると考えている。他の政令指定都市の状況は、横浜市・川崎市・名古屋市・大阪市・神戸市が手数料無料化を実施しており、各市に無料化への理由、費用対効果、取扱件数等の調査を指示し、他市の様子を把握したいと考えている。

(建設局)

- ・下水道事業受益者負担金は、本下水道の整備に伴い受益者が負担するもの。滞納者に対して文書催告、臨戸調査を継続して行っており、平成 29 年度と比較して収入未済額は減少している。引き続き受益者との交渉を行い徴収に努める。
- ・水洗便所改造資金貸付金は、本下水道の整備に伴い、水洗便所に改造資金の貸付制度。借入時の基準をクリアし連帯保証人を付けて借入を起こすが、色々な事情により返済が止まる。滞納者は他の債権も滞納していることが多く、この貸付金の返済ができない状況も多いので、その時には連帯保証人に請求する。また、電話・臨戸

訪問等による催告を実施している。このことから収入未済額が前年度と比較して減少している。今後も収納対策課と連携しながら継続的に収納率向上、収入未済額の圧縮に努める。

(教育委員会)

- ・入学準備金・奨学金貸付金は、高校・大学の入学準備金及び奨学金の貸付制度。前年度比で、収納率は向上し収入未済額は減額の状況です。この貸付金の特徴として、卒業後6ヶ月経過から返済が開始する。例えば、大学の入学準備金の返済は、借入後4年6ヶ月経過してから開始される。連帯保証人も4年6ヶ月経つと連帯保証人となっていることを忘れてしまう場合もあるので、返済の開始時に本人と連帯保証人に返済開始の連絡を行う。滞納の催告の場合は、本人だけでなく連帯保証人にも行うことで、連帯保証人から本人に連絡が入ることで納付されたり、連帯保証人から納付されることもあるので、効果的な取組みになっている。また、職員の異動後も徴収技術は継承して、収納に繋げていきたいと考えている。

(北区)

- ・区役所で行う滞納処分は、今年度は市税事務所開設の前に調査・差押を実施して収納につなげたいと計画し努めている。また市税事務所が開設されますが、市民の窓口、日曜窓口、場所や職員が変わることが考えられるので、市民に不便を感じさせないように区役所でもしっかりと対応していきたい。

(南区役所)

- ・区役所においては、市税等の収納対策基本方針に基づき、債権整理推進部の指導のもと、現年度滞納処分に重きを置きつつ、納税相談員、再任用職員、臨時職員等を活用しながら収納率の向上に努めている。本年度の課題としては、やはり区役所で処理を進める滞納事案のうち、市税事務所移行までに整理・完結が必要な事案に目途をつけ、その整理に重きを置いていく。また、日曜納税窓口で納税相談に来る方や電話相談について、サービスの低下を招かない様にすることも必要となる。

② 議題4について、事務局から次のように説明した。

- ・議題4「未収債権調査による対象債権の追加について」
さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権は、「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」に規定により、毎年度見直すこととなっている。調査結果は、今年度の追加対象債権は「無し」と報告した。

<議題に対する質問・回答>

(環境局長)

基準を定める要領の基準で、「収入未済額が 100 万円以上」とあるが、これは事案ごと（1 件ごと）に、債権が発生したそれぞれで判断するのか。

(事務局)

1 事案ごとではなく、債権名ごとに決算時（5 月 31 日）の収入未済額が 100 万円以上を判断する。

③ 議題 5 について、事務局から次のように説明した。

・議題 5 「さいたま市債権回収対策基本計画の改定について」

計画の現期間は、令和 2 年 3 月末までのため、その後の継続について素案を作成した。この計画の経緯と必要性は表記のとおり。今回の計画案の方向性とポイント及び今後の予定の説明を行い、素案の審議を求めた。

<議題に対する質問・回答>

(本部長)

基本的には前計画との変更等はないという理解でよいか。

(事務局)

現計画を踏襲する形式。今期中に債権管理条例が策定されたので、その内容（ポイントの通り）を反映させる形で盛り込む。正式なものは、来年の 1 月の本部会議に提出予定。

<議題に対する審議>

素案について異議等がなければ、これでよろしいか。期間だけは「協議中」でよろしいか。所管の案について質問等もないようなので、本件については了承されたということにする。